

## 国民健康保険加入者の方へ

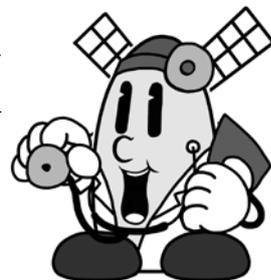
特定健診(個別健診)の受診期間は  
10月31日(金)までです

特定健診は、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診で、糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、1年に1回の実施が医療保険者(協会けんぽ、共済組合、国民健康保険など)に義務づけられています。

対象者の方には、5月に特定健診受診券及び案内文書を送付しています(紛失している方は国保年金担当にご連絡ください)。ぜひ受診しましょう！

■**対象者**／4月1日に松伏町国民健康保険加入者で、年間を通じて加入予定の40歳以上の方(年度中に40歳になる方、後期高齢者医療制度へ移行予定で受診日に74歳の方を含む。)

■**自己負担額**／個別健診1,000円(町内の指定医療機関で実施)

交通事故などで国民健康保険証を使うときには  
届出を！

交通事故や暴力行為など、第三者(加害者)の行為によるケガの治療に保険証を使う場合は、保険者への届出が義務づけられています。

本来、被保険者が保険証を使って治療を受けた場合、町が医療費を負担しますが、第三者が原因による事故等の場合、その負担分は後日、町が加害者に請求します。町が加害者に請求をする場合は、被保険者が治療をする前に町に届出をすることが必要となりますので、次の行為に該当するときは、必ず届出をしてください。なお、届出前に治療を受けた場合、後日町から被保険者に返還請求することとなりますのでご注意ください。

- ▶ 交通事故(自損事故を含む)
- ▶ 暴力行為(けんか)
- ▶ 自殺未遂・自傷行為(保険給付を受けるためには届出が必要です) など

問合せ／国保年金担当 ☎991-1870 

春日部年金事務所

☎048-737-7112(音声案内②)

## 障がいのある方へ

## 障害年金をご存じですか？まず、ご相談を！

障がいのある方が次の要件をすべて満たしている場合は、国民年金・厚生年金保険の障害基礎年金や障害厚生年金又は障害手当金を受けることができます。

①年金加入中に障害の原因となった傷病の初診日(一部発病日の場合があります)があること。

※初診日が20歳前又は60歳から65歳未満の方(老齢基礎年金の待機者)は障害基礎年金の対象になります。

- ②一定の障がいの状態にあること
- ③保険料納付要件を満たしていること

障害基礎年金の年金額は、1級、2級により異なります。また、障害厚生年金の年金額は、厚生年金期間加入中の報酬額と加入期間で算出されます。

障害年金を受けるには、本人による請求手続きが必要になります。(家族の場合は委任状が必要です。)

■**相談及び手続き先**／障害基礎年金…住民ほけん課 年金担当  
障害厚生年金…お近くの年金事務所

■**ご注意ください**

「障害者手帳の障害等級」と「国民年金・厚生年金保険障害等級」は、判断基準が異なるため、手帳の交付を受けても障害年金は受けられないこともあります。

相談の際は、障害年金を申請する方の基本的な要件のほか、病歴や障がいの状態なども確認しますので、基礎年金番号が分かるものや障がいの状態に関する資料をお持ちください。